

品名	塩化水素	国連番号	1050
----	------	------	------

**該当法規・危険有害性**

消 防 法						毒物及び劇物取締法			高压ガス保安法		火薬類取締法			道 路 法	
種 別						品 名 (法別表)	毒 物	劇 物	特 定 毒 物	一般高 压ガス	液化石 油ガス	火 薬	爆 薬	火 工 品	施行令第19 条の12、13 に該当
第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類										

特 性	危 険 性			有 害 性			環 境 汚 染 性		性 状			
	禁水性	爆発性	可燃性	有害ガス発生			目・皮膚に触 れると危険	河川への 流入注意	固 体	液 体	気 体	水 溶 性
				常温	加熱時 火災時	水に接触						

**事故発生時の応急措置**

車を安全な場所に移動する。(人家や人ごみを避け、できるだけ交通の障害のないような場所に移動し、エンジンを停止し、車止めをする。)

事故の発生を大声で告げ、下記事項を消防署及び警察署に通報し、人を風上に避難させる。

ゴム手袋、ゴム長靴、防毒衣、ハロゲン用隔離式防毒マスク又は空気呼吸器等の保護具を着用し、漏れ止め・除害活動を行う。

下記事項を荷主会社、運送会社、地域防災組織等の関係機関へも連絡する。

**緊急通報**

119 (消防署)                      110 (警察署)                      高速道路の非常電話

[ 緊急通報例 ]

いつ                                      時                      分頃

どこで                                      市 地区 (国、県、市) 道                      号線                      付近で

なにが                                      「塩化水素 (高压ガス、毒性、劇物)」が

どうした                                      漏れています。

ケガ人は                                      ケガ人がいます (救急車をお願いします)。ケガ人はいません。

私の名前は                                      運送会社                                      です。

**緊急連絡**

(特に、休日・夜間に確実に連絡がとれる部署の電話番号を記入する)

荷主会社		運送会社	
住 所		住 所	
電 話	平日昼間 休日夜間	電 話	平日昼間 休日夜間

品名	塩化水素	国連番号	1050
災害拡大防止措置			
特記事項	処理剤		消石灰
<p>塩化水素自体は爆発性はないが、湿気があると金属を侵して水素を発生し、この水素が空気と混合して爆発を起こす事がある。</p> <p>皮膚、眼、鼻、喉、上気道粘膜に強い刺激作用があり、接触すると火傷を負う。また、吸入すると肺水腫になる可能性がある。</p> <p>容器内圧力                   : 20   で4.40 MPa (44.9 kg/cm<sup>2</sup>) [ゲージ圧力]                                   40   で6.60 MPa (67.3 kg/cm<sup>2</sup>) [ゲージ圧力]</p> <p>許容濃度                    : 5 ppm</p> <p>相対密度(ガス比重)       : 1.3 (空気を1とする。空気より重い。)</p> <p>液密度                      : 0.86 kg/L (15 )</p> <p>沸点                         : -85.0</p> <p>色・臭い                    : 無色・窒息しそうな刺激臭</p> <p>容器外面の塗色            : ねずみ色</p>			
<p><b>漏えいしたとき</b></p> <p>ガス漏れ箇所の確認及びガス漏れ閉止の適切な処置を行う。(容器弁の増締め、漏えい防止キャップの取り付け等)作業にあたっては空気呼吸器等の保護具を着用し、必ず漏えい箇所の風上側で作業する。</p> <p>漏えいが止まらない場合は、風通しの良い場所へ移動し、付近住民及び通行人を近づけないようにし、火気を禁止する。</p> <p>漏えい液は消石灰や大量の水で吸収させる。</p>			
<p><b>周辺火災のとき</b></p> <p>容器をすぐ安全な場所へ移動する。</p> <p>移動することが不可能な場合は、容器の破損防止のために容器及び周囲に散水する。</p>			
<p><b>救急措置</b></p> <p>目に入った場合は、直ちに多量の水で15分以上洗い流す。</p> <p>皮膚に触れた場合は、直ちに付着又は接触部を多量の水で十分に洗い流す。汚染された衣服やくつは速やかに脱がせる。</p> <p>吸入した場合は、直ちに患者を毛布にくるんで安静にさせ、新鮮な空気のある場所へ移す。呼吸が停止しているときは人工呼吸を行う。呼吸困難のときは酸素吸入を行う。</p> <p>患者が発生した場合は、できるだけ早く医師の手当を受ける。</p>			

# 塩化水素

劇物（指定令第2条第1項第16号） 1次

別名：

HCl

劇物（塩化水素）

（性状） 不燃性の液化ガスで激しい刺激臭がある。そのガスは空気より重く空気中の水や湿気と作用して塩酸ミストとなり強い腐食性を示す。アルコールに溶けやすい（0 で水100 gに82.31 g溶ける）。

措 置	漏 え い 時	<p>風下の人を退避させる。必要があれば水で濡らした手ぬぐい等で口及び鼻を覆う。漏えいした場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。作業の際には必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。</p> <p>（少量） 漏えいガスは水を用いて十分に吸収させる。漏えい容器に散水しない。</p> <p>（多量） 漏えいガスは多量の水をかけて吸収させる。多量にガスが噴出する場合は遠くから霧状の水をかけて吸収させる。</p> <p>この場合、濃厚な排液が河川等に排出されないよう注意する。</p>
	出 火 時	<p>（周辺火災の場合） 速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。</p> <p>（着火した場合） -</p> <p>（消火剤） -</p>
	暴 露 ・ 影 響	<p>（吸入した場合） のど、気管支、肺などを刺激し粘膜が侵される。多量に吸入すると、喉（こう）頭けいれん、肺水腫を起こし呼吸困難・呼吸停止を起こす。</p> <p>（皮膚に触れた場合） ガスは皮膚を激しく侵し直接液に触れるとやけど（薬傷）やしもやけ（凍傷）を起こす。</p> <p>（眼に入った場合） 粘膜などが激しく刺激される。</p>
	接 触 時 方 法	<p>（吸入した場合） 直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、新鮮な空気のある場所に移し速やかに医師の手当てを受ける。呼吸が停止しているときは直ちに人工呼吸を行う。呼吸困難のときは酸素吸入を行う。</p> <p>（皮膚に触れた場合） 直ちに付着又は接触部を多量の水で十分に洗い流す。汚染された衣服やくつは速やかに脱がせる。速やかに医師の手当てを受ける。</p> <p>（眼に入った場合）直ちに多量の水で15分間以上洗い流し、速やかに医師の手当てを受ける。</p>
	注 意 事 項	<p>(1)吸湿すると、大部分の金属、コンクリート等を腐食する。</p> <p>(2)塩化水素は爆発性でも引火性でもないが、吸湿すると各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、それが空気と混合して引火爆発することがある。</p>
	保 護 具	<p>保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、保護眼鏡、酸性ガス用防毒マスク又は空気呼吸器</p>